



シーニックバイウェイ北海道制度(素案)

平成16年10月27日
国土交通省北海道局



小学生も一緒に沿道の花植え



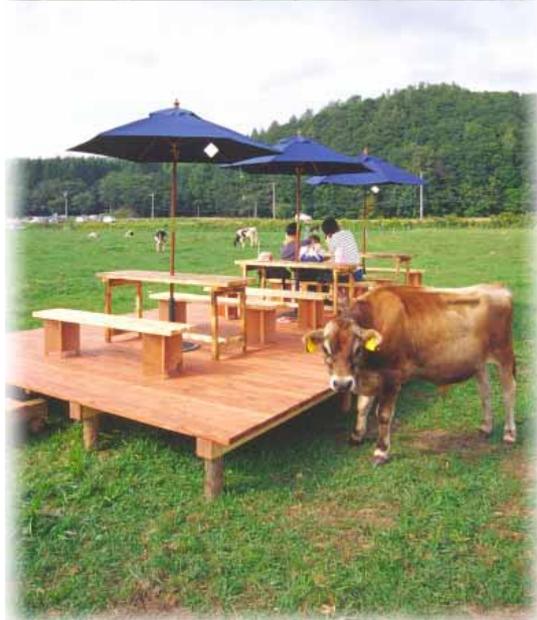
景観診断



清掃活動



野外コンサート



牧草地での野外カフェ

シーニックバイウエイルトにおける活動の例(イメージ)

シーニックバイウェイ北海道制度（素案）

-
- 1．基本的事項
 - 2．制度の流れ
 - 3．シーニックバイウェイ運営のための連携組織の役割
 - 4．経過措置
-

1．基本的事項

1.1 制度の目的および概要

「シーニックバイウェイ北海道」は、地域住民等と行政が連携し、景観をはじめとした地域資源の保全・改善による「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅力ある観光空間づくり」を行うことを目的とし、地域住民等の提案に基づき、行政等がルートを設定、双方が連携して当該ルート運営を行っていくものである。

1.2 用語の定義

本案で使用する用語を以下の通り定義する。

(1) シーニックバイウェイルート

シーニックバイウェイルートは地域住民等が主体的に地域資源の保全・活用のための活動を行うルートで、「ルート運営代表者会議」の提案により、「シーニックバイウェイ北海道推進協議会」が指定したもの

(2) ルートおよびルート運営

ルートとは、「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅力ある観光空間づくり」のために重要であり中心となる道路およびその沿線に立地する建造物や林帯等道路から道路利用者の視覚に影響を与える範囲で、地域活動団体が活動を行おうとする範囲をいう。また中心となる道路からどの程度離れた場所までを含めるかは地域の特性による

ルート運営は、ルート内の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等の地域資源の保全・改善のための活動を総合的に実施し、質の高い旅行空間の形成をめざすこと

(3) ルート運営活動計画

ルート内の地域資源特性やその保全・活用方法、運営方法、運営体制等について記述した文書

(4) 活動団体

ルート運営に参加もしくは関心のある地域住民を主体とした人々の集まり

(5) ルート運営代表者会議（以下、「代表者会議」という）

ルート運営に参加する複数の活動団体から構成される会議。ルート運営意志決定機関

(6) 関係市町村

ルート運営の対象となるエリアを含む市町村

(7) ルート運営行政連絡会議(以下、「行政連絡会議」という)

ルート指定された地域の自治体及び国の関係行政機関から構成される会議

(8) シーニックバイウェイ北海道推進協議会(以下、「推進協議会」という)

5 シーニックバイウェイルート指定を始め、シーニックバイウェイ北海道の運営母体となる組織で、全道的な民間団体、北海道、国の関係行政機関等から構成される。

(9) シーニックバイウェイ北海道審査委員会(以下、「審査委員会」という)

10 ルート指定のための審査等を行うため、「推進協議会」に設置される委員会。学識経験者、有識者等から構成される。

1.3 期待される効果

本制度導入により期待される効果は以下の通り。

- ・ 景観をはじめとする魅力ある地域資源の発見
- ・ 地域への愛着・誇りの醸成
- 15 ・ 旅行者に対するホスピタリティ(好ましいもてなし)の向上
- ・ 良好な景観の形成
- ・ 旅の快適性の向上、ストレスの少ないツーリング環境の形成
- ・ 地域ブランドの形成
- ・ 交流人口の拡大
- 20 ・ 観光関連産業の振興
- ・ 地域における雇用の拡大

2. 制度の流れ

2.1 ルート指定の提案の募集

25 「推進協議会」はシーニックバイウェイルート指定の提案を募集する。

2.2 ルート指定の提案

(1) ルート運営活動計画の策定

30 代表者会議は、当該ルートがめざす将来像やそれを実現していくために必要な景観や地域資源保全・改善活動等のルート運営について以下のような項目を記述した「ルート運営活動計画」を策定する必要がある。なお、以下の項目は最低限定めるものであり、その他は策定主体が自由に定めることができる。

ルート運営の対象とするエリア/関係市町村

基幹となる道路を明示

当該ルートの愛称

35 当該ルートの特性と課題

他地域に比して優れた景観資源などを自主診断して整理

活性化に関する資源も整理

当該ルートにおける活動の現状

活動団体と活動状況

活動状況をタイプ分類（観光関連活動、景観形成活動、情報発信活動、まちづくり活動など）

ルート運営のための活動実績等を明示

ルートの基本方針

5 ルートとして大切にすべきイメージなどを含めて方針を整理

当該ルート運営に関する事項

活動プログラム（ルート連携事業、景観形成活動、観光関連活動など）

ルート景観形成や地域資源の調査・保全・活用のための活動

10 (2) 関係市町村長の意見とルート指定に向けた提案

「代表者会議」はルート指定に向けた提案に際し、関係市町村長の意見を添えて「ルート運営活動計画」を「推進協議会」に提出する。

2.3 審査とルート指定

15 (1)「推進協議会」は提案されたルートの指定について「審査委員会」に意見を求める。

(2)「審査委員会」は提出されたルート運営活動計画等について以下の観点から審査を行い、「推進協議会」に指定すべきルートを推薦する。

景観資源、地域資源に関する要件

20 ・優れた景観資源（潜在的資源も含む）を有すること

・自然、歴史、文化、レクリエーションの4つの地域資源（潜在的資源も含む）のうちひとつに優位性が認められること

活動体制に関する要件

25 ・ルート運営を地域住民が主導的に行っていこうとすること

・シーニックバイウェイのルートとして地域と行政が一体となって、景観などの地域の魅力向上に取り組んでいけること

・上記取り組みを行うことにより、ルートの景観の高質化が図られ“ルートのブランド化”“ルートが存在する地域の活性化”が見込まれる地域であること。

30 (3)「推進協議会」は「審査委員会」の意見を踏まえ、総合的観点から、推薦されたルートの指定の是非について協議し、シーニックバイウェイルートを指定、公表する。

2.4 活動の実施

35 (1) 活動団体等の活動の実施

活動団体は、ルート指定を受けた地域において個別の活動および連携活動を実施する。

(2) ルート運営行政連絡会議

ルート指定された地域の自治体及び国の関係行政機関は「行政連絡会議」を

設置し、それぞれの立場から連携して活動を実施する。

2.5 ルート運営状況の報告等

2.5.1 自己点検および報告

5 「代表者会議」、「行政連絡会議」は指定ルートにおける沿道景観の保全・改善や地域資源の保全・活用・活動の効果的实施を目的とし、ルート運営状況について自己点検を行い、原則として毎年「推進協議会」に報告する。

「代表者会議」、「行政連絡会議」は以下の観点から自己点検を行い、活動報告および活動計画を付して「推進協議会」に報告する。

- 10
- ・ルート運営活動計画の進捗状況の確認
 - ・活動における課題
 - ・実施体制における課題

「推進協議会」は提出されたルート運営の自己点検報告等を「審査委員会」に提出し、意見を求める。

15 「審査委員会」は自己点検報告等の内容について検討し、ルート運営推進のための改善等があれば推進協議会に具申する。また必要に応じて現地調査や推進協議会からの意見聴取等を行うことができる。

2.5.2 改善および支援

20 検討の結果、活動実施にあたって改善が必要と認められる場合は、「推進協議会」は、「代表者会議」、「行政連絡会議」に対して、改善のための助言を行うことができる。また必要に応じて支援措置を講ずることができる。

2.5.3 指定の取消し

25 ルート景観や地域資源の著しい劣化や改善のための活動への取り組みが著しく見られない場合は、「審査委員会」に意見を聞き、「推進協議会」は当該ルートの指定を取り消すことができる。取り消した場合はその結果について公表する。

2.6 ルート運営計画の変更

(1) ルート運営計画に変更があった場合は、「代表者会議」は速やかに「推進協議会」に報告する。

(2) 「推進協議会」はルート運営計画の変更について、必要に応じて「審査委員会」に意見を求める。

35 (3) 「審査委員会」は提出されたルート運営計画の変更について審査を行い、変更内容の妥当性に対する意見を付して「推進協議会」に回答する。

(4) 「推進協議会」は、「審査委員会」の意見を踏まえ、ルート運営計画の変更について当該「代表者会議」に回答する。

3．シーニックバイウェイ運営のための連携組織の役割等

北海道におけるシーニックバイウェイ制度の持続的運営および当該ルートの効果的かつ一元的な運営をしていくための連携組織の役割等は以下の通りである。

5 3.1 制度運営のための全道的連携組織の役割等

(1) シーニックバイウェイ北海道推進協議会

本協議会の主な役割は以下の通りである。

シーニックバイウェイルート¹の指定、改善、支援

10 「シーニックバイウェイ北海道ルート審査委員会」の設置による審査の透明性の確保

シーニックバイウェイ北海道の持続的推進のための調査・研究等

道内外の団体・企業や有識者からなる顧問グループ等の組織化によるシーニックバイウェイ北海道の効果的推進

15 3.2 ルート運営のための連携組織の役割等

(1) ルート運営代表者会議

本会議の役割等は以下の通りである。

「ルート運営活動計画」の策定主体となり、ルート運営活動の総合的推進活動団体の活動に対する適切な支援の実施

20 「行政連絡会議」との連携

(2) ルート運営行政連絡会議

本会議の役割等は以下の通りである。

構成行政機関間の連絡調整、事業調整

25 「代表者会議」との連携および活動への支援

4．経過措置

モデルルートのルート指定については、本提案に示すルート指定のための手続きに準じて改めて応募する必要がある。

シーニックバイウェイ北海道制度の流れ(案)

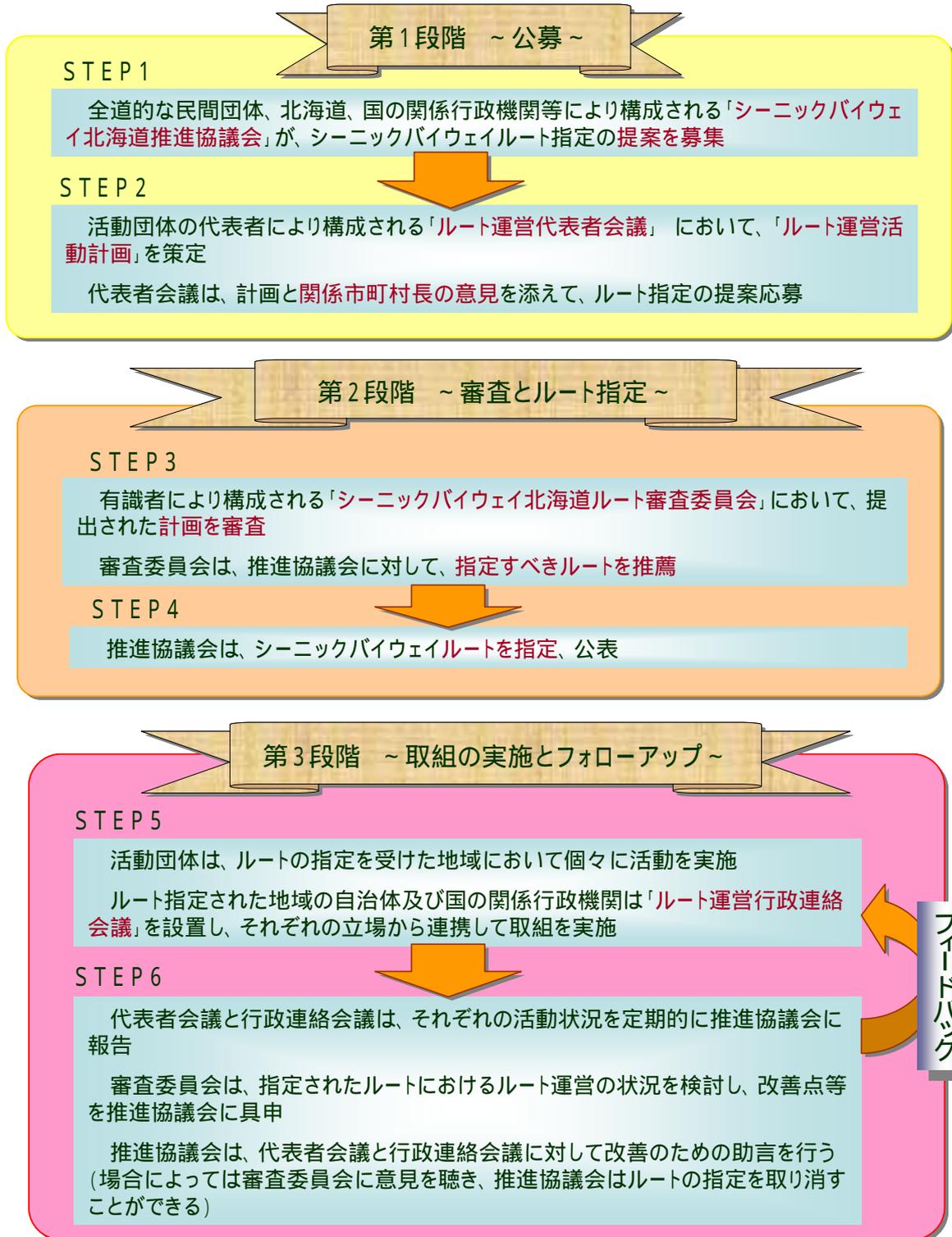


図1 シーニックバイウェイ北海道制度の流れ



シーニックバイウェイ北海道制度素案に対するご意見を募集しております。

意見募集期間:平成16年10月27日(水)～平成16年11月17日(水)

お問い合わせ先:国土交通省北海道局参事官付

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎2号館13階

電話:03-5253-8111(代表) (内線52-225)

03-5253-8772(直通)

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>

国土交通省北海道局ホームページ <http://www.mlit.go.jp/hkb/index.html>

北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入モデル検討委員会ホームページ <http://www.mlit.go.jp/hkb/scenicbyway/index.htm>



国土交通省